

答 申

1 審査会の結論

諮問第111号案件「仮称希望丘複合施設増築他工事請負契約に関する文書」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和元年6月28日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同年7月1日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「仮称希望丘複合施設増築他工事請負契約に関する文書」の行政情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成31年3月20日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の非開示部分の一部の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① 国は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）において、将来における適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関する事（入契法第17条第2項第5号）とし、「工事成績評定」を原則公表することを定めた。さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）では、公共工事の品質確保にあたっては、民間事業者の能力を適切に評価し、民間事業者の能力が活用されるよう配慮することが求められ（品確法第3条第9項）、発注者（国、地方自治体）はこれらの情報を積極的に活用し、公共工事の品質確保を高めることを広く求めている。

国土交通省では、平成13年3月以降、請負業者の施工状況や工事目的物の品質等を確保し、その結果について工事成績評定を行い、公表している。

- ② 処分庁である実施機関（以下「実施機関」という。）は、本件処分における非開示部分の一部は条例第7条第3号（法人情報）に該当するとしているが、世田谷区（以下「区」という。）ホームページ上で契約件名、契約金額、請負者、主任技術者名を公表している。工事施工能力について区民が知ることは、安全な品質を有する公共財確保の上で重要である。ひいては、税金の適正な執行にも資することであり、この情報を区民が知ることができないとすれば、条

例第1条に掲げた目的に反するものであると言うべきである。

- ③ 実施機関は、弁明書において、工事成績は一般区民からすれば特定の工事の実施に対する評価というよりも、当該業者そのものの絶対的な評価と誤解するおそれが高いとする一方で、ホームページ上で工事成績トップ10を公表している。このトップ10という表現は当該業者そのものの絶対的な評価を区民に対し煽ると言うべきものであって、弁明書と言行不一致である。
- ④ 仮称希望丘施設整備工事（以下「本件工事」という。）においては、様々な法令違反、不当と考えられる事由が発生している。本件工事のような現場の実態につき、元請会社の評価点を把握しようとするのは、条例の趣旨に沿うものである。また、工事の品質は、長期メンテナンスの費用を増やし、区民に負担を強いると同時に、施設を利用する区民の安全安心を損なうおそれも生じる。将来、建物の瑕疵が露見するような事態になった場合に、損害の発生を最小限にとどめる手立てとなり得るのが工事成績評定であり、どのような判断がなされたのかを評定点で知ることは広く区民の利益にかなうものとも考えられる。これは、条例第7条第3号イ及び同号ロで開示すべき事由として規定している「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」及び「違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」にほかならない。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件処分のうち、審査請求に係る部分（以下「本件非開示部分」という。）につき、条例第7条第3号（法人情報）に該当するとしている。

実施機関が本件非開示部分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第7条第3号は「非開示情報」として、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。なお、かかる「おそれ」とは、法的保護に値する相当の蓋然性が認められることをいう。
- (2) 本件非開示部分には、当該業者の施工した工事の施工状況や出来具合に対する区の評価を示す「工事成績」が記載されている。この工事成績は区が発注した個々の工事の完成状況や出来具合を示す指標となるが、工事ごとの内容も様々であり、必ずしも、当該業者の施工能力や技術力全般を正確に反映しているとはいえない。特に一般区民からすれば、特定の工事の実施に対する評価というよりも、当該業者そのものの絶対的な評価と誤解するおそれが高い。

このような性格をもつ工事成績が第三者に対して公開された場合、業者の本来の施工能力とは無関係に、数値だけが一人歩きをし、ひいては当該業者の社会的評価を誤らせることとなり得る。その結果、これを知った取引先、一般区民等が、工事成績を理由に取引を断ることとなるなど、当該業者にとって、事業活動上の正当な利益が害される相当の蓋然性が認められることから、本件非開示部分は、条例第7条第3号本文の非開示情報に該当する。

したがって、本件非開示部分につき、実施機関が条例第7条第3号を根拠に本件処分を行ったことは、妥当である。

- (3) 請求人は、国が、入契法第17条第2項第5号において「工事成績評定」を原則公表することを定めたと主張している。しかしながら、同号は、国において公共工事の施工状況の評価の方策に関する指針を定めなければならないことを定めているものであって、入契法には原則公表することまでは定められているものではないため、請求人の主張は成り立たない。
- (4) また、請求人は、工事成績は区ホームページ上で公表されていると主張する。確かに、区ホームページ上で工事成績を公表しているものの、ここには工事成績上位10位までのものを公表しているのものであって、それ以外の工事成績に係る情報については公表していない。
- (5) 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求対象文書は、「仮称希望丘複合施設増築他工事請負契約に関する文書」である。その内訳は、①「金入設計内訳書」、②「金入設計内訳書(変更後)」、③「区建設工事下請使用状況届」、④「施工体系図」、⑤「施工体制台帳及び添付資料」、⑥「担当技術者台帳」、⑦「施工体系図兼災害防止協議会編成表」、⑧「工事着手届」、⑨「工事工程表(当初分及び変更分)」、⑩「現場代理人及び主任技術者等通知書」、⑪「前払金請求書」、⑫「中間前払金請求書」、⑬「通知・請求・協議書」、⑭「協議・通知書」、⑮「認定請求書」、⑯「改善報告書」、⑰「中間検査請求書(表)確認検査内訳書(裏)」、⑱「工事しゅん工届」、⑲「事故報告書(表・裏)」、⑳「告知書(元請負者が下請負者に通知する様式)」、㉑「工事成績評定表(正)」、㉒「検査状況写真」、㉓「労災保険加入証明願」、㉔「建設業退職金共済制度加入状況届」、㉕「工事成績評定通知書」及び㉖「請求書」の26点である。

審査請求書によれば、請求人は、上記対象文書のうち、㉑「工事成績評定表(正)」及び㉕「工事成績評定通知書」に対して行った実施機関の本件処分の非開示部分の一部の取消しを求めていることから、本件審査請求対象文書は、㉑「工事成績

評定表（正）」及び㉔「工事成績評定通知書」の2点と認められる。

したがって、当審査会は、上記2点に係る本件非開示部分が条例第7条第3号に該当するか否か、以下判断する。

（2）条例第7条第3号の該当性について

条例第7条第3号は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

そもそも、本件非開示部分に記載されている「工事成績評定」は、世田谷区建築・設備工事成績評定要綱（以下「要綱」という。）に基づき、本件工事の施工状況に応じて区の評定者が行った評定の結果である。これは、区が発注した個々の工事の完成状況や出来具合を示す指標となるが、各工事の内容も様々なため、必ずしも業者の施工能力や技術力全般をすべて正確に反映しているとは言い難い。また、要綱第12条に基づき通知された工事成績評定に対して、当該業者が実施機関に対して説明及び再説明を求める機会は設けられているものの、通知された工事成績評定を不服として実施機関に変更を申し立てることはできない。このことから、区が特定の工事の実施に対して行った工事成績評定は原則として、業者側から変更することのできない一方的な評価ということができる。

このような性格をもつ工事成績評定が第三者に対して公開された場合、業者の本来の施工能力とは無関係に、数値だけが一人歩きをし、ひいては当該業者の社会的評価を誤らせることとなり得る。その結果、これを知った取引先、一般区民等が、工事成績評定を理由に取引を断ることとなる等、当該業者の事業活動上の正当な利益が害される相当の蓋然性が認められるとした実施機関の主張に理由があると考えられる。

したがって、本件非開示部分が条例第7条第3号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

次に、本件非開示部分が条例第7条第3号イ及び同号ロに該当するか検討する。請求人は、本件工事においては法令違反等があり、その工事の品質を疑わしく考え、施設を利用する区民の安全安心を守る必要性があるとし、本件非開示部分は、条例第7条第3号イ「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため」及び同号ロ「違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため」に、公にすることが必要であると認められる情報であると主張する。

この点について、当審査会は、本件工事が違法若しくは不当な事業活動に該当するものか判断することはできないが、仮に違法若しくは不当な事業活動に該当するものであったとしても、工事成績評定と本件工事で建設された施設の安全性に直接の関係性を見出すことはできないから、「人の生命又は健康」及び「人の生

活」を保護するために、本件非開示部分を開示することが必要であると認めることはできない。

したがって、本件非開示部分は、条例第7条第3号イ及び同号ロに該当せず、非開示とすべきものと判断する。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 付言

請求人及び実施機関が認めるとおり、工事成績評定については区ホームページで工事成績上位10位までのものが公開されている。実施機関の説明によれば、優秀な業者に対するインセンティブの一環として、工事成績上位10位までは区ホームページで公表することについて、事前に業者から同意を得ている。

上記「4 審査会の判断」で述べたとおり、現在、実施機関が行う工事成績評定は、原則として、区の一方的な評価であるという側面から考えると、一律に公開することは困難であると考えられる。また、業者側も工事成績上位10位までになった場合を除いて、区のホームページには当然に公開されないということを前提として区の工事を請け負っているものと考えられるため、この点からも一律に公開することは困難であると考えられる。

しかしながら、公金を支出した結果としての工事成績評定を公開することは、公金の支出に関する区の手続の透明性を高めることに資する。また、上位10位までとはいえ公開している以上、当該評価について区民が誤った認識を行わないように配慮した上で、すべての順位を公開することも検討に値すると思われる。

したがって、今後、実施機関として、業者に不利益のないよう配慮したうえで、より一層の情報公開を進めていくことを検討されたい。

6 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和元年11月15日	(諮問第111号) ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和元年12月5日	(令和元年度第7回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。
令和2年1月21日	(令和元年度第8回審査会) ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和2年3月3日	(令和元年度第9回審査会) ・請求人から意見の陳述を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和2年7月27日	(令和2年度第2回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和2年7月27日	・審査庁（世田谷区長）に答申した。